

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

magazine Plus

01

Jan 2025

TAKE FREE

創刊号



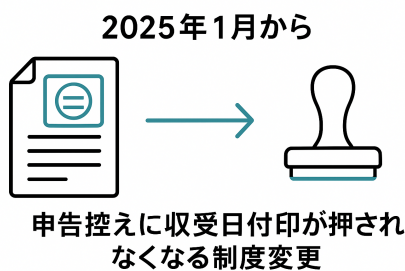
TOPICS

収受日付印が廃止に 国税の申告控えが
変更

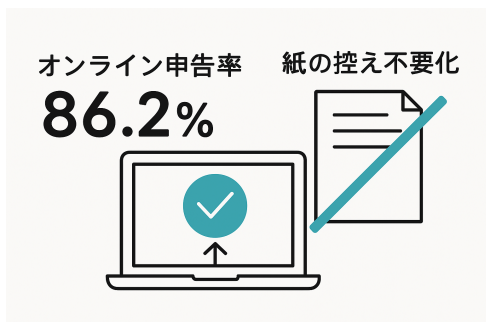
スマホ申告がより簡単に マイナカード
不要へ

収受日付印が廃止に 国税の申告 控えが変更

2025年1月から申告書等の控えに収受日付印が押されなくなります。控えの取扱いと確認方法に注意が必要です。

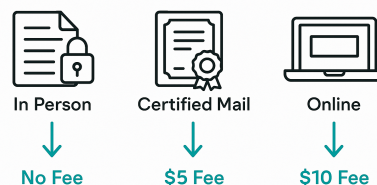


申告書等の控えへの収受日付印が、2025年1月から廃止されます。これは国税庁が掲げるデジタル化推進やオンライン利用率向上を受けたもので、控え返送業務が簡素化されます。以後、控え提出しても受領印は押印されません。



国税庁によると、オンライン申告利用率は86.2%に達しており、今後も利用が拡大する見込みです。申告書等を電子で提出すれば即時に受付処理されるため、紙の控えや確認印を必要としない仕組みへの移行が進んでいます。

Verification Submission Options



書面提出時の申告確認方法としては以下があります：

- 保有個人情報表示請求：書面200円、オンライン300円
- 納税証明書交付：書面370円、オンライン400円
- 申告書等閲覧サービス：オンライン無料

確認手段による手数料やサービス内容に違いがあるため、提出方法に応じた選択が必要です。

ここがポイント!

- 控えの収受日付印は2025年1月に廃止
- オンライン申告の推進が背景にある
- 書面提出時の確認手段を事前に把握

スマホ申告がより簡単に マイナカード不要へ

2025年1月からマイナンバーカードなしでスマートフォンによる確定申告が可能に。専用証明書の活用がポイントです。

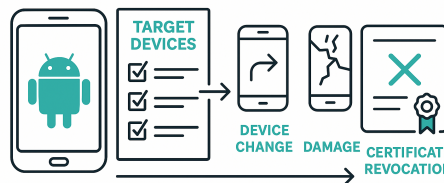


電子証明書の発行フロー

2025年1月から、スマホ用電子証明書により、マイナンバーカードを読み取らずにスマホ申告が可能になります。これはマイナポータルアプリ経由で発行・登録でき、対応サービスは今後も拡大予定です。



スマホ用電子証明書を導入すれば、マイナンバーカードを持ち歩かずに様々なサービスを利用できます。また一部Android端末では、証明書パスワードで端末機能制限も可能です。



- 対応端末はAndroid限定で、すべての機種が対象ではありません。利用前に確認が必要です。
- 機種変更や破損時は失効手続きが必須です。未対応だと証明書が残存し、リスクとなります。

ここがポイント!

- スマホ用電子証明書でマイナカード不要に
- Android端末のみ対応、機種確認が必要
- 機種変更時は失効手続きを忘れずに